

四国中央市移住支援金交付要綱

令和5年3月30日

告示第57号

(目的)

第1条 この告示は、愛媛県と共同して行う愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業において、東京圏から市に移住した者に対し、予算の範囲内で四国中央市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することにより、市への移住及び定住を促進し、もって中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村である地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの間における人口減少率が10パーセント以上の市町村をいう。
- (3) マッチングサイト 愛媛県が求人情報を掲載するため開設し、及び運営するインターネットサイトをいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までの要件のいずれかに該当する者とする。この場合において、世帯の申請をする者は、第6号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げるアからウまでに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等に就職した者については、通学を当該通勤とみなすことができる。

(ア) 市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。

(イ) 市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住

民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

- イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 移住支援事業の詳細が公表された日以降に市に転入したこと。
 - (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3月以上1年以内であること。
 - (ウ) 移住支援金の申請の日から5年以上、継続して市内に居住する意思を有していること。
 - ウ その他の要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
 - (ウ) 過去10年以内に移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む世帯員として移住支援金の交付を受けた者でないこと。ただし、移住支援金の全額を返還した場合又は過去の移住支援金の申請時における満18歳未満の世帯員が当該申請から5年以上を経過して満18歳以上となった場合で市長が適当と認めるときは、この限りでない。
 - (エ) その他市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件として、次に掲げるア又はイのいずれかに該当すること。
- ア 一般就業に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 勤務地が今治市、新居浜市、西条市又は四国中央市のいずれかに所在すること。
 - (イ) 就業先が愛媛県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において連続して3月以上在職していること。
 - (オ) (イ)の求人に応募した日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 移住支援金の申請の日から5年以上就業先において継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 専門人材に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと。
 - (イ) 勤務地が今治市、新居浜市、西条市又は四国中央市のいずれかに所在すること。
 - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において連続して3月以上在職していること。

- (エ) 移住支援金の申請の日から5年以上、就業先において継続して勤務する意思を有していること。
 - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (カ) 目的を達成した後に解散することを前提とした事業への参加等離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 所属する企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 原則として通勤せず、移住先でテレワークにより勤務し、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
 - ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属する企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 関係人口に関する要件として、次に掲げるア又はイのいずれかに該当すること。
- ア 農林水産業に就業する者であること。
 - イ 家業等に就業する者であること。
- (5) 起業に関する要件として、移住支援金の申請日以前1年以内に、愛媛県が愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領に従い実施する起業支援金支給業務に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (6) 世帯に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援事業の詳細が公表された日以降に市に転入したこと。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後3月以上1年以内であること。
 - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、単身の世帯にあつては60万円、2人以上の世帯にあつては100万円（申請日の属する年度の4月1日において満18歳未満の世帯員（申請日が属する年度の4月2日が満18歳に達する日である者を含む。）を帯同して移住する場合にあつては、100万円に当該18歳未満の者1人につき100万円（加算の対象は、2人を上限とする。）を加算した額）とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、又は市長が別に指定する専用入力フォームからインターネットを利用し、次に掲げる書類の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 就業証明書（様式第2号又は様式第3号）
- (3) 第3条に規定する交付対象者の要件に該当することを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは移住支援金交付決定通知書（様式第4号）により、交付することが適当ではないと認めるときは移住支援金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求）

第7条 前条の規定により移住支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金請求書（様式第6号）により、又は市長が別に指定する専用入力フォームからインターネットを利用して市長に請求しなければならない。

（移住支援金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、移住支援金を交付するものとする。

（再交付の申請）

第9条 交付決定者は、紛失等の理由により、又は市長が別に指定する専用入力フォームからインターネットを利用して移住支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第7号）により市長に申請しなければならない。

（再交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、四国中央市移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第8号）を当該申請者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第11条 市長は、移住交付金の交付について、必要があると認めるときは、交付決定者、関係機関等に対し、報告及び立入調査への協力を求めることができる。

（移住支援金の返還）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、移住支援金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 移住支援金の申請日から5年以内に市外に転出した場合
- (3) 第3条第2号に該当する者が、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

2 前項の規定により返還を求める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 移住支援金の全額

- ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合
 - ウ 第3条第2号に該当する者が、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (2) 移住支援金の交付を申請した日から3年以上5年以内に市外に転出した場合
移住支援金の半額
(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月30日告示第158号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の四国中央市移住支援金交付要綱の規定は、この告示の日以後に申請する四国中央市移住支援金について適用し、同日前に申請した四国中央市移住支援金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日の前日までに提出されたこの告示による改正前の様式第1号、様式第3号及び様式第7号に規定する申請書及び証明書は、この告示による改正後の様式第1号、様式第3号及び様式第7号に規定する申請書及び証明書とみなす。

附 則 (令和8年3月30日告示第98号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条中四国中央市移住支援金交付要綱第3条第3号ウの改正規定は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の四国中央市移住支援金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する四国中央市移住支援金について適用し、施行日前に申請した四国中央市移住支援金については、なお従前の例による。

移住支援金交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住所
氏名
生年月日
電話番号
メールアドレス

移住支援金の交付を受けたいので、四国中央市移住支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 移住支援金の内容（該当する欄に○を付してください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類	就業	テレワーク	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	起業	関係人口		

2 各種確認事項（該当する欄に○を付してください。）

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「愛媛県移住支援事業に係る四国中央市移住支援金事業における個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、四国中央市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業又は起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業又は起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（マッチングサイト掲載求人への就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する

(テレワークの場合のみ記載) 四国中央市への移住の意思について	A. 自己の意思 である	B. 所属からの 命令である
------------------------------------	-----------------	-------------------

注 上記の確認事項のいずれかにおいて、Bに○がある場合には、移住支援金の交付対象となりません。

3 転出元の住所（過去の東京 23 区に在住履歴）

直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上かつ直前に連続して 1 年以上、東京 23 区に在住していた履歴を記載してください。

直前に連続 5 年以上の在住がある場合は、以前住んでいた住所の欄は、記入不要です。

直前の住所	在住期間
	. . . ~ . . . (年 月)
以前住んでいた住所	在住期間
	. . . ~ . . . (年 月)
	. . . ~ . . . (年 月)
	. . . ~ . . . (年 月)
	. . . ~ . . . (年 月)
	. . . ~ . . . (年 月)

4 東京 23 区への在勤履歴（東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載）

直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上かつ直前に連続して 1 年以上の在勤履歴を記載してください。

就業先	就業地	在勤期間
		. . . ~ . . . (年 月)
		. . . ~ . . . (年 月)
		. . . ~ . . . (年 月)
		. . . ~ . . . (年 月)

注 東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合は、移住支援金の交付対象となりません。

5 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
住所	
勤務先に行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

管理コード（市使用欄）	
-------------	--

6 添付資料

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 就業証明書（様式第2号又は様式第3号）
- (3) 交付対象者の要件に該当することを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 愛媛県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛媛県及び市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における四国中央市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合 全額
 - (3) 愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における四国中央市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合 全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

別紙 2

愛媛県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

愛媛県及び市は、愛媛県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、愛媛県及び市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第 2 号（第 5 条関係）

就業証明書（就業の場合）

年 月 日

四国中央市長 様

所在地
事業者名
代表者名 ⑩
電話番号
担当者名

下記のとおり相違ないことを証明します。

移住支援金の交付に関する事務のため、勤務者における勤務状況等の情報を四国中央市の求めに応じて、四国中央市に提供することについて、勤務者からの同意を得ています。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者、取締役その他の経営を担う者との関係（マッチングサイト掲載求人の場合に限る。）	3 親等以内の親族に該当しない。
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業の利用	目的達成後に離職することが前提ではない。 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

様式第3号（第5条関係）

就業証明書（テレワークの場合）

年 月 日

四国中央市長 様

所在地
事業者名
代表者名 ⑩
電話番号
担当者名

下記のとおり相違ないことを証明します。

移住支援金の交付に関する事務のため、勤務者における勤務状況等の情報を四国中央市の求めに応じて、四国中央市に提供することについて、勤務者からの同意を得ています。

記

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属する企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない。
就業形態	原則として通勤せず、テレワークにより勤務し、かつ週20時間以上テレワークを実施している。
テレワーク交付金	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業による資金提供をしていない。

様式第4号（第6条関係）

移住支援金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった支援金について、下記のとおり交付することと決定したので、四国中央市移住支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

様式第5号（第6条関係）

移住支援金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった支援金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、四国中央市移住支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

移住支援金請求書

年 月 日

四国中央市長 様

住所
氏名

年 月 日付けで交付決定の通知があった支援金について、四国中央市
移住支援金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円

3 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			

備考 振込先の口座名義は、請求者本人の口座に限ります。

様式第7号（第9条関係）

移住支援金交付決定通知書再交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住所
氏名
生年月日
電話番号
メールアドレス

移住支援金の交付決定通知書の再交付を受けたいので、四国中央市移住支援金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類	就業	テレワーク	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	起業	関係人口		

2 再交付が必要な理由

様式第 8 号（第 10 条関係）

移住支援金交付決定通知書（再交付）

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった移住支援金について、下記のとおり
交付することと決定したので、四国中央市移住支援金交付要綱第 10 条の規定により通
知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件